

独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院における  
地下水活用システム保守管理業務委託の公募の公示

当院が所有する地下水活用システム保守管理業務委託を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び見積書（封書で封印。以下「見積書」という）を提出願います。

令和3年5月10日

経理責任者  
独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院  
院長 武田 篤

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院 地下水活用システム保守管理業務委託

(2) 運営内容

受託者は、当院が所有する地下水活用システムの保守管理を行い、当院が定める基準を満たした地下水の供給をおこなうものとする。

(3) 契約期間期間

適正揚水量の確保を確認し契約締結した日から10年間（令和3年7月中を想定）

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第5条に規定される次の事項に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、競争に参加する資格を有しない。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- ① 契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ④ 独立行政法人国立病院機構反社会勢力への対応に関する規程(平成27年規程第63号)第2条各号に掲げる者（2）その他

(2) 契約細則第6条に規定される次の事項に該当する者、当該事項に該当する者を使用する者で、その事実があった後一定期間を経過していない者は競争に参加する資格を有しない。

なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間を適用する。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- ③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- ④ 監査又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の

事実に基づき過大な額で行った者

- ⑦ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑧ 前各号に類する行為を行った者
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
  - ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
  - ② 経営状況又は信用度が極度に悪化している者
- (4) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」においてA、BまたはC等級に格付され、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
- (6) 企画書の提出者は、当院から要請があった場合、追加資料の提出及び質問事項に対する回答に応じること。

### 3. 手続等

#### (1) 担当係

〒982-8555 宮城県仙台市太白区鉤取本町2-11-11  
独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院 事務部企画課 業務班長  
電話022-245-2113 (ダイヤルイン)

#### (2) 説明書の交付期間及び場所

##### ① 交付期間

令和3年5月10日(月)から同年5月24日(月)8時30分から17時15分  
(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

##### ② 交付場所

「(1)」に同じ

#### (3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

##### ① 登録期限

令和3年5月25日(火)12時00分

##### ② 登録場所及び方法

「(1)」に同じ(別紙「応募申込書」を持参又は郵送)

#### (4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

##### ① 提出期限

令和3年5月25日(火)12時00分

##### ② 提出場所及び方法

「(1)」に同じ(持参又は郵送)

#### (5) 見積書の開封

令和3年5月28日(金)11時00分 仙台西多賀病院 4階会議室

### 4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効
- (2) 契約書作成の要否……要
- (3) 企画書のヒアリング……必要に応じて実施
- (4) 関連情報を入手するための窓口……上記「3 (1)」に同じ
- (5) 詳細は、公募にかかる説明書による